

# いじめ対策推進室の取組について

(令和5年度以降)

令和8年3月16日  
総務常任委員会 報告事項 資料  
政策調整部 いじめ対策推進室



# 本市のいじめ対策の経緯

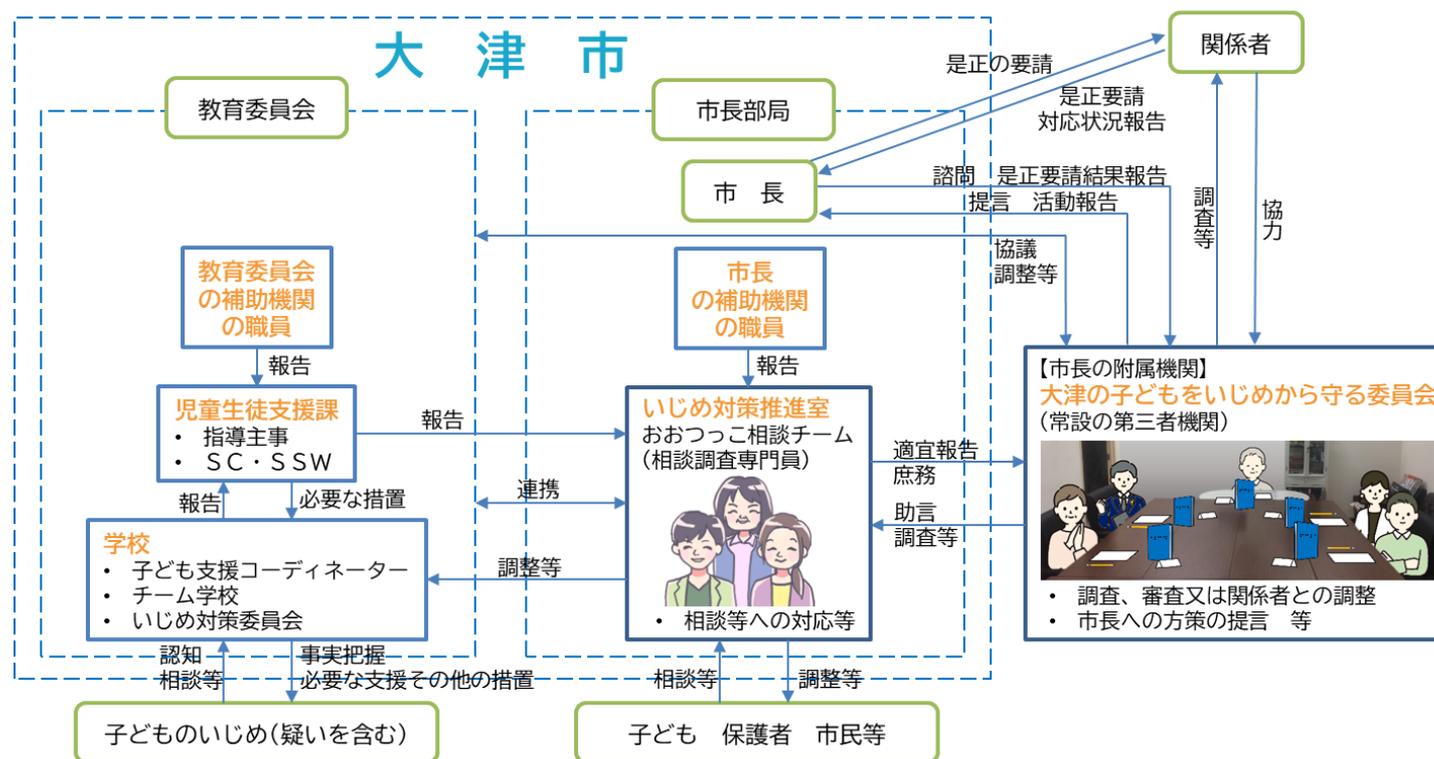
- 平成23年10月 ・市立中学校の2年生がいじめを苦に自ら命を絶たれる
- 平成24年 8月 ・大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会 設置  
(平成25年1月 市長への調査結果報告)
- 平成25年 4月 ・大津市子どものいじめの防止に関する条例 施行  
・市長部局に「いじめ対策推進室」設置  
・教育委員会事務局に「学校安全推進室」(現在の「児童生徒支援課」)設置  
・市長の附属機関「大津の子どもをいじめから守る委員会」設置
- 平成25年 9月 ・いじめ防止対策推進法 施行
- 平成26年 4月 ・第1期 大津市いじめの防止に関する行動計画 計画期間開始(~平成28年度)
- 平成28年 1月 ・教育委員会の附属機関「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」設置
- 平成29年 4月 ・第2期 大津市いじめの防止に関する行動計画 計画期間開始(~令和4年度)  
(令和元年度に中間見直し)
- 平成30年 4月 ・大津市いじめに関する重大事態再調査委員会条例 施行
- 令和 2年 4月 ・いじめ対策推進室を市民部から政策調整部へ移管  
・いじめ対策に係る一部事業を除き教育委員会へ統合・集約
- 令和 5年 4月 ・第3期 大津市いじめの防止に関する行動計画 計画期間開始(~令和10年度)  
(令和7年度に中間見直し)

# 分掌事務・事案への対応体制

## いじめ対策推進室 分掌事務

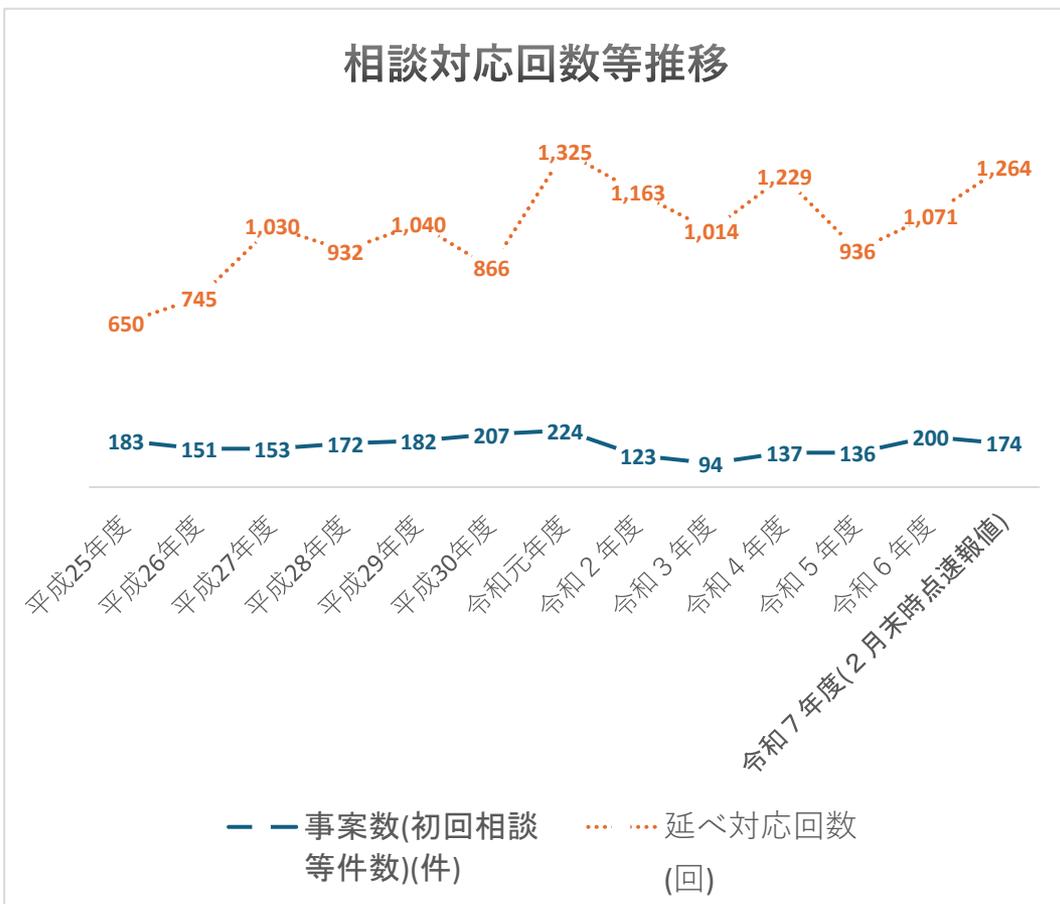
- いじめ相談に関すること。
- 大津の子どもをいじめから守る委員会に関すること。
- 大津市いじめに関する重大事態再調査委員会に関すること。
- いじめ防止の啓発に関すること。
- 室の一般庶務に関すること。

## 本市のいじめ事案への対応の体制

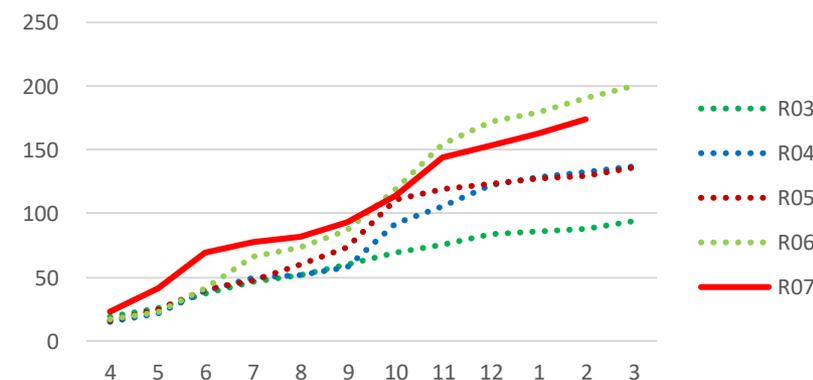
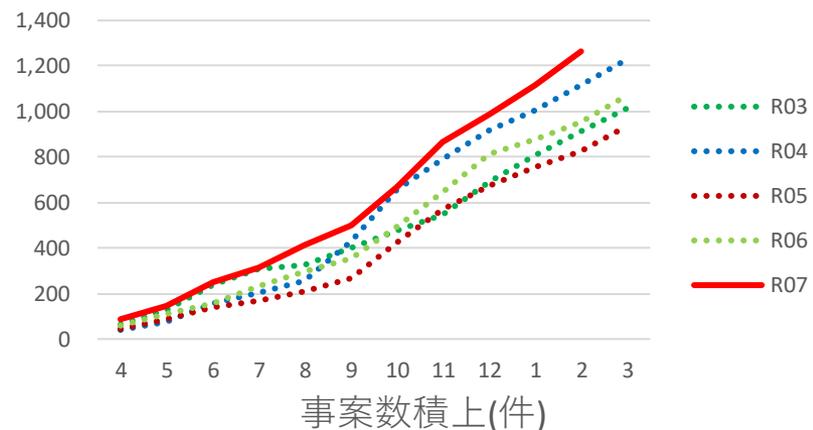


# 相談対応実績

## 相談対応回数等推移



## 延べ対応回数積上(回)



# 令和5年度以降の新たな取組

## おおつっこ相談チーム紹介動画 の作成・公開

- 主に子どもたちに、おおつっこ相談チームを知ってもらい、身近な相談窓口として気軽に相談してもらえよう30秒動画を作成
- 令和6年3月に公開し、以降、様々な広報・啓発物品に二次元コードを掲載
- 令和7年10月には、各学級でのチラシ配布時、学級内での動画上映を依頼



## メール相談受付の開始・ 学習用タブレット端末へのリンク

- 相談窓口の選択肢を広げ、誰もが相談しやすい環境づくりを進めるため、令和6年6月、市立小中学校全児童生徒の学習用タブレット端末のリンク等からアクセスできるメールフォームによる相談受付を開始
- 子どもからの初回相談が倍増（R5:69件→R6:148件）するなどの効果



# 令和5年度以降の新たな取組

## 児童館における ふれあい交流会の再開

- 令和元年度まで、相談調査専門員が児童館や児童クラブを訪問、子どもとの交流を実施していたが、令和2年以降コロナ禍により実施を見送り
- 令和5年度、児童館の厚生員との懇談を再開し、令和6年度からは児童館において子どもとの交流も再開

R1	7児童館、12児童クラブ <sup>※</sup> （市立11、民間1）
R2～4	実施できず
R5	7児童館 ※子どもとの交流なし
R6、7	6児童館

## いじめ防止市民フォーラム 開催方法の変更

- 令和6年度から「いじめ防止市民フォーラム」を「人権を考える大津市民のつどい」と連携し、共催



令和6年度：南部ブロックと共催 令和7年度：堅田ブロックと共催

- いじめ防止啓発月間である10月において、大津市人権講座と連携し、いじめの防止をテーマとする講演会を開催

# 令和5年度以降の新たな取組

## 相談調査専門員を対象とした外部専門家等を招いた研修会

- 令和6年度から、外部専門家等を招いた研修会の実施を通じ、相談調査専門員及び関係所属等職員のスキル向上を図っている



令和6年度（令和7年1月17日）  
「精神的に不安定な親とその子どもの支援について」  
講師：田野中 恭子 氏  
（佛敎大学保健医療技術学部准教授）  
参加者：20名  
（うち相談調査専門員3名）



令和7年度（令和7年12月19日）  
「増え続ける問題行動・不登校と『よい子』の生きづらさ」  
講師：山岡 雅博 氏  
（大津の子どもをいじめから守る委員会 委員）  
参加者：17名  
（うち相談調査専門員3名）

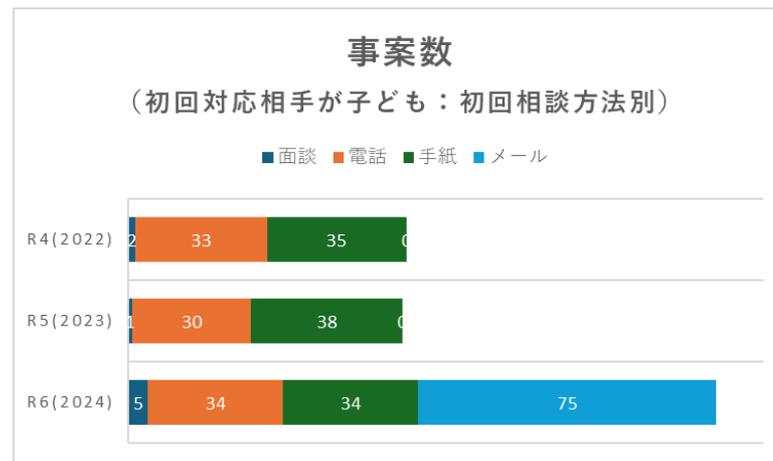
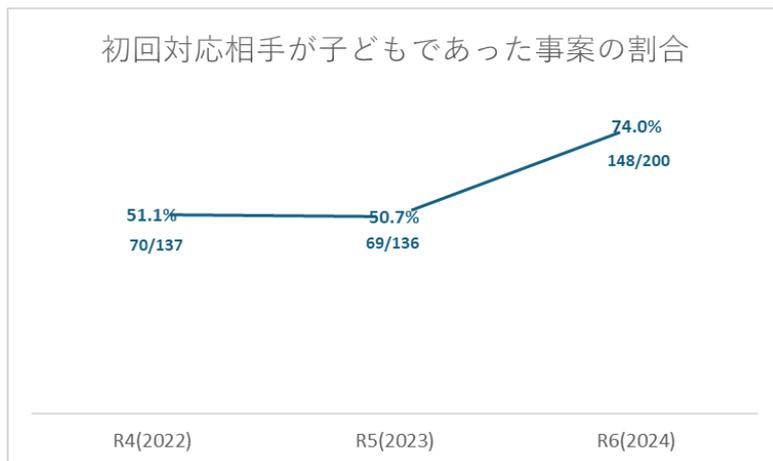
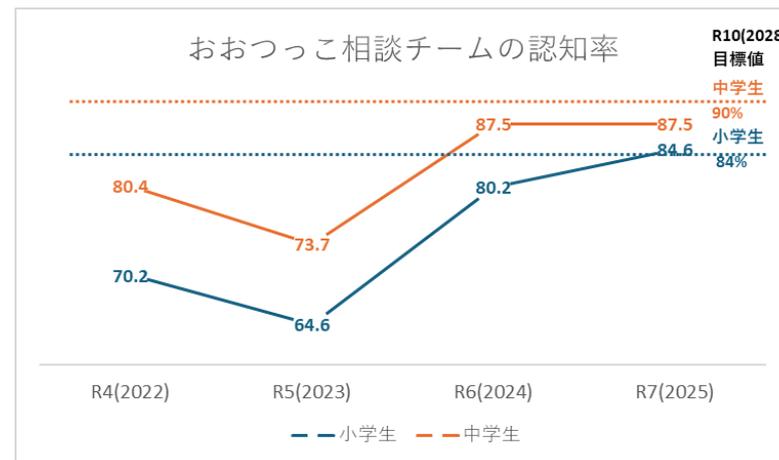
## インターネット上のいじめに関する対応マニュアルの更新

- 平成30年度、インターネット上のトラブルやいじめに対応するためのマニュアルを作成し、令和元年度に一度更新
- 令和6年度、新たな事象等に対処できるよう、有識者の監修等を受け、再度の更新を実施
- 学校教員の研修・指導等で活用（教育委員会）



# これまでの取組の成果

- 各種啓発活動等により、おおつっこ相談チームの認知率は上昇傾向にあり、多くの子どもたちに認知されている。
- 初回対応相手が子どもであった事案数、全事案に占める割合ともに大幅に増加、より多くの子どもたちの声を拾えている。特に令和6年度のメール相談受付開始の影響は大きい。



# 今後に向けた課題

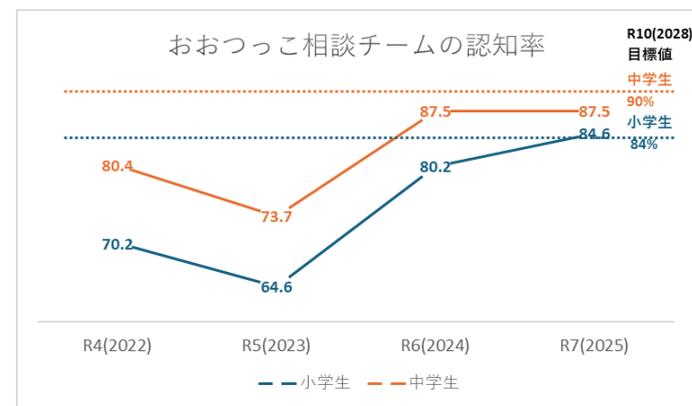
●児童クラブでのいじめ等のリスク

●おおつっこ相談チームの認知率  
(中学生)

●いじめ対策にかかるPTA・保護者会等との連携

※市内児童クラブ数(令和8年4月1日時点予定)

市立	36施設
民間	39施設
計	75施設



※令和7年度 市PTA連合会に加入する市立小中学校

小学校	37校中	21校
中学校	18校中	8校
計	55校中	29校 (約52.7%)

# 今後の更なる取組

## 第3期大津市いじめの防止に関する行動計画（所管：教育委員会）

- 令和7年度、中間見直しを実施中（取組の進捗に合わせて記載等を変更）
- 中間見直しにかかる いじめ対策推進室の主な取組は次のとおり

### 【新規】児童クラブ支援員を対象としたいじめ問題に関する研修の実施

- 放課後における子どもたちの重要な居場所である児童クラブにおいて、いじめに対する理解を深め、事案への対応、学校や関係機関等との連携を含めた支援を適切に行っていくことができるよう、支援員を対象として、いじめ対策推進室の相談調査専門員等による研修や情報提供を実施
- 令和8年6月、全公立・民間児童クラブの支援員を対象とした全体研修を実施予定
- 以降、継続して研修等を行う体制を検討



# 今後の更なる取組

## 【拡充】子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進

- おおつっこ相談チームの認知率向上のため、さらなる広報啓発方法を検討
- 各学級での紹介動画上映（実施済）やポスター掲示、大津っ子まつりでのチラシ配布、京阪電車内広告掲示等、様々な手法を展開



市民活動センターに掲示したA5ポスター

## 【拡充】いじめ対策にかか

### る PTA・保護者会等との協力・連携

- 各学校におけるPTAの解散や、市PTA連合会からの脱退増加等を踏まえ、市PTA連合会との協力・連携以外に、各PTA・保護者会等への情報提供や、申込に応じた出前講座等の実施等の取組を推進



# 取組一覧（行動計画）

いじめ対策推進室が取り組む具体的取組数      現行      15（全取組76）  
 中間見直し後（案）      16（全取組80）

取組主体	基本施策	具体的施策	具体的取組
A.市・教育委員会が実施する施策	1.いじめの未然防止	(1)子どもに対する教育・啓発	子どもが相談しやすくなるための広報啓発の推進
			周囲の子どもがいじめの解決に向けた行動をとれるような啓発
		(3)いじめ問題等に関する研修・研究の充実	いじめ対策推進室の相談調査専門員を対象としたいじめ問題に関する研修の充実
			児童クラブ支援員を対象としたいじめ問題に関する研修の実施
		(4)保護者及び市民に対する啓発・支援	いじめ防止市民フォーラム等の実施
			いじめ防止に向けた保護者及び市民向けの広報啓発
	2.いじめの早期発見	(1)市・教育委員会等における相談支援の充実	いじめ事案等に対応する多様な相談窓口の設置
			児童クラブ、児童館におけるいじめの早期発見
		(2)学校が早期発見した事案への対応に関する支援	いじめの疑い事案にかかる教育委員会と市の情報共有
	3.いじめへの対処	(1)いじめ事案への対応を行う学校に対する支援体制の整備	インターネット上のいじめに関する対応マニュアルの更新・活用
			いじめ対策推進室の相談調査専門員による子ども・保護者等への支援
	C.家庭・地域との連携・協働により実施する施策	(1)家庭との連携・協働によるいじめ対策の推進	いじめ対策にかかるPTA・保護者会等との協力・連携
D.附属機関・関係機関等との連携により実施する施策	(1)附属機関等と連携したいじめ事案等への対応	大津の子どもをいじめから守る委員会による対応	
		大津市いじめに関する重大事態再調査委員会による対応	
	(2)関係機関等との連携による重層的な支援	いじめの背景となり得る課題に対する関係機関等と連携した対応	
E.包括的な施策	(1)効果のないいじめ対策を実施できる環境の整備	重層的な子ども支援に向けた関係機関等との連携の強化	